

令和8年度八戸市地域こども生活支援強化事業費補助金申請のご案内

八戸市では、こどもが安全安心で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援機関につなげる取組を実施する団体に対して、その活動に要する費用の一部を補助します。

1 対象となる事業

○子ども食堂

こども等に対して無料又は低額な料金で、栄養バランスのとれた食事の提供を行う

○学習支援

こどもに対して無料又は低額の料金で、学習支援の提供を行う

○八戸こども宅食おすそわけ便

社会福祉法人青森県社会福祉協議会が制定するこども宅食おすそわけ便運営実施要綱に基づく「こども宅食」の活動

2 補助対象団体

次の要件を全て満たしている法人、任意団体

- (1)組織及び運営に関する定款、規約その他これらに相当するものを備えていること。
- (2)営利活動を目的としたものでないこと。
- (3)1年以上継続して子ども食堂や学習支援、又は八戸こども宅食おすそわけ便を実施する意思及び能力を有すると認められること。
- (4)補助対象事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できること。
- (5)宗教活動、政治活動を行うものでないこと。
- (6)活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (7)暴力団又は暴力団と密接な関係にあるものでないこと。
- (8)市税を滞納していないこと。



3 補助対象事業に係る実施の要件

○子ども食堂事業・学習支援事業

- (1)市内で実施されること。
- (2)主な対象者が、18歳未満のこどもであること。
- (3)年6回以上の定期的な開催を目指し、実施1回当たりのこどもの人数が5人以上(学習支援事業は3人以上)であること。ただし、市が適当と認める場合はこの限りでない。
- (4)令和8年度中に継続して事業を実施すること。
- (5)常駐できる運営上の責任者を配置すること。
- (6)食事の提供を行う際の衛生管理やこどもの食物アレルギーの有無等に十分配慮するとともに、本事業の開始前に八戸市保健所に相談し、衛生管理に関する必要な助言・指導を受けること(※)。
- (7)事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- (8)支援が必要なこどもや家庭を発見した場合は、必要に応じて相談支援機関の紹介や支援につなぐこと。

※(6)の要件は子ども食堂事業のみ。

○八戸こども宅食おすそわけ便事業

- (1)令和8年4月1日から令和9年1月31日までの間に5回以上実施すること。
- (2)主な対象者が、18歳未満のこどもとその保護者であること。
- (3)支援が必要なこどもや家庭を発見した場合は、必要に応じて相談支援機関の紹介や支援につなぐこと。

○子ども食堂又は学習支援を立ち上げる事業(立上げ支援)

- (1)令和8年4月1日から令和9年1月31日までの間に、要件を満たす事業を開設すること。
(2)事業の実施場所は、こどもがアクセスしやすい既存の福祉・教育施設・公民館などでの実施を図り、良好な衛生環境、安全性等を確保すること。

4 補助金額

補助対象事業	補助金額
子ども食堂事業・学習支援事業	開催1回につき 10,000 円以内(両事業合わせて上限40回分)
八戸こども宅食おすそわけ便事業	開催1回につき 10,000 円以内(上限5回分)
立上げ支援	上限100,000円(事業実施初年度に1回限り)

※子ども食堂と学習支援を同日に同じ場所で一体的に実施する場合は、1つの事業として子ども食堂に含めます。

5 補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費の詳細
子ども食堂事業 学習支援事業 八戸こども宅食おすそわけ便事業 	報償費	ボランティアや講師への謝礼等(団体の運営に係る職員の賃金や役員報酬を除く。)
	食糧費	利用者に提供する食材及び利用者に提供する食事に係る食材の購入に要する費用
	印刷製本費	チラシ、ポスター等に係る用紙代、印刷代、コピー代等
	消耗品費	調理器具、食器類、衛生用品、事務用品、教材等(単価2万円以下の物品に限る。)の購入に要する費用
	光熱水費	食料品の保管や調理、会場使用に要する光熱水費(補助対象事業の実施のための支出であることが明確であるものに限る。)
	燃料費	会場使用に伴う灯油代、暖房使用料
	保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の補助対象事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料等
	使用料及び賃借料	会場(団体又は団体関係者が所有するものを除く。)の使用料及び賃借料(補助対象事業の開催日数分に限る。)
立上げ支援 	その他の経費	補助対象事業の実施のため、市長が特に必要と認める経費
	備品購入費	1点2万円以上30万円未満のもので、補助対象事業の実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 (パソコン、カメラ、その他補助対象事業の実施場所以外での利用が認められる備品は補助対象外とする。)
	負担金	運営スタッフ、ボランティアの食品衛生責任者養成講習受講料等
	その他立ち上げに係る経費	補助対象事業の実施のため、市長が特に必要と認める経費

※その他の経費に該当するかどうかは、市が判断しますので、経費の支払い前に子育て支援課にご相談ください。
※同一対象経費について、他の補助制度による補助金の交付を受けている場合は補助対象外となります。

6 補助金申請方法

下記の必要書類を令和8年12月11日(金) <必着>までに提出してください。

※申請に必要な書類は、八戸市のホームページからダウンロードできます。

【必要書類】

- (1)八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金交付申請書
- (2)事業計画書
- (3)事業収支予算書
- (4)組織及び運営に関する定款、規約その他これらに相当するもの
- (5)開催案内及び活動内容等周知状況が分かる書類

※活動内容が記載されたホームページや SNS の写し、パンフレットなど

7 実績報告

下記の必要書類を、事業完了日から30日以内、又は令和9年2月15日(月)のいずれか早い日までに提出してください。

- (1)八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金事業完了等報告書
- (2)事業実績報告書
- (3)事業収支決算書
- (4)事業の実施状況が分かる書類(記録写真、作成したチラシ、パンフレットなど)
- (5)領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し



8 補助金の交付請求

補助金の支払いは、原則として事業完了後です。補助金額が確定した後に一括交付します。
ただし、自己資金がないなどの理由により、必要と認められる場合は、概算払による交付が可能です。

9 申請・お問合せ先

八戸市 こども健康部 子育て支援課 家庭支援グループ
〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号(八戸市庁別館2階)
電話 0178-43-9342
FAX 0178-43-2144
Eメールアドレス kosodate@city.hachinohe.aomori.jp



八戸市ホームページ